

知的障害者グループホームにおける生活援助

小田 史

A Life Support for the Mentally Disturbed Persons in the in Home of Group Life.

Fumi Oda

要約

1989年、国の知的障害者地域生活援助事業として知的障害者グループホームが制度化され、知的障害者の「地域で生活したい」という願いが反映された形で、各地に数多くのグループホームが誕生した。グループホーム運営にあたっては、運営費に比較して補助金が十分でないことでの独自の資金作りや専任職員の確保など課題が山積みであった。

しかし障害者の自立に向けて、具体的な援助が必要であることは明らかであり、運営主体となった生活施設や作業所においてグループホームでの援助をどうしていくかについて、実践の交流や論議が活発になされるようになった。

本稿では筆者の体験に基づき、具体的な実践事例を整理することで障害者の自立と生活援助の在り方を検証することを目的としている。自立という視点でグループホームの生活援助を系統立てるきっかけとなればと考える。

キーワード：知的障害者グループホーム 自立 生活援助

2002年12月1日受理

1. 問題意識

筆者は、1994年から2000年までの7年間、大阪府吹田市の社会福祉法人さつき福祉会の知的障害者通所授産施設がバックアップ施設となっているグループホームにおいて専任職員として勤務した。その在職中、同施設が所属する共同作業所全国連絡会(現、きょうされん)の生活施設・グループホーム部会において、グループホームにおける生活援助の在り方についての検討を行ってきた。

そこではグループホームでの生活を通し、利用者は家から離れるという形式的な意味での自立だけでなく、自らが生活の主体となり精神的にも自立を成しえていくことが、いくつかの事

例から導き出されていた。私たち専任職員は実践的な観点から、個々人の自立には、生活における主体性の確立が条件になるのではないかという仮説を立てるに至った。

本題に入る前に、本稿での自立の捉え方についてふれておく。障害者福祉の分野では、自立について河野勝行氏、加藤直樹氏、大泉 溥氏をはじめとして多くの先行研究がなされている。

河野氏は「日本型福祉社会」構想での福祉切り捨てるの隠れ蓑として「自助・自立」の言葉がスローガンとして使われたことを指摘している。福祉を受けることが自立への妨げになるという考え方において、義務としての自立が強要された。それに対抗する立場が権利としての自立で

ある。

「それぞれの人々がこれまで多かれ少なかれその人格の独立性を否定され、権利を奪われてきたということである。こうした人間的復権への要求とねがいを集約する言葉として『自立』が用いられているのである」^{庄(1)}。

「自立へのねがいは、ひとりの独立した人格としての社会的承認と保障への要求であり、またそれにふさわしい社会的人格に向けての自己形成の決意を含むものである」^{庄(2)}。

こうして人間的に当然の権利を復権する要求は、運動団体として組織され、障害者分野の福祉発展にも大きな影響を与えた。河野氏は「社会的な人格に向けての自己形成の決意」として、個々人の内面の自立についても付け加え、自立をより広い範囲でとらえている。

本稿では、知的障害者グループホーム実践の記録を振り返り、そこでの個々人の自立と生活援助の在り方を検証することを目的としている。

又、グループホームの生活援助を系統立てていく目的において、下記の3つの観点からも実践を整理しまとめたいと考える。

実践事例を整理する観点

(A) 生活援助の具体的内容

主体性を引き出す意図的な働きかけとは何か。生活援助の具体的内容について検証する。

(B) 自立に向けての課題・自立を阻害している要因

自立(主体性確立)への課題と、自立を阻めている要因を明らかにする。

(C) 援助集団の確立

生活援助には、直接援助の1対1の関係、利用者の集団の関係だけにとどまらない、生活援助における援助集団の確立が必要である^{庄(3)}。

2. グループホームの沿革

知的障害者のグループホームとは、数名(4～7名程度)の知的障害者が、地域の一般住宅で共同生活を行っているものであり、日常生活

に必要な援助を行う専任職員が配置されている。

わが国のグループホームの前身となる知的障害者の援助付き小規模住居の取り組みは一部の地域の篤志家により、1960年代頃から開始された。財)全国精神障害者家族会連合会が行った調査によると、1962年、滋賀県の信楽青年寮における援助付き下宿「集団自治寮」が、日本における最初のグループホームの形態であったとされている。その後、1970年代に入り東京、神奈川などで、自治体が先行する形で就労している知的障害者を対象とする制度ができた^{庄(4)}。国として制度化がなされたのは1989年(知的障害者地域生活援助事業)である。

成人期知的障害者の地域における生活の場の一形態として、これまで「在宅か、入所施設か」の選択をせざるを得なかった知的障害者にとっては選択肢がひろがる形となった。

しかしながら、当初の利用対象基準としては一部の自立した(精神的にも身体的にも経済的にも、あまり手のかからないという意味で)知的障害者のみにとどまっていた。そのため対象から外れることとなった多くの知的障害者及びその家族、関係者が制度の充実・改善を求め、粘り強く行政への要求運動を行うようになった。

こうした運動の成果と、1981年国際障害者年以降のノーマライゼーション思想が追い風となり、障害者施策は一定前進した。グループホームについては、それまで入所施設と通勤寮に限られていたグループホームのバックアップ施設が要件の緩和(1995年 平成七・一〇・ニ 児障四八)により通所施設においても認められるようになり、地域における知的障害者通所授産施設(作業所)が母体となつてのグループホームづくりが全国で進んだ。

その後、1996年にはグループホームに重度加算が認められるようになり重度障害者も対象としたグループホームづくりが進んだ。

こうした流れはノーマライゼーションの具現化として顕著になった。それは大規模入所施設

の生活実態の改善や、親亡き後にも地域で暮らし続ける条件作りのため、たとえ障害があっても「あたりまえの暮らし」を求める切実な要求を形にする出発点となった。

昨年12月、障害者の日を目前に「知的障害者地域へ」という見出しが、新聞の一面に掲載された。政府が2003年度から10年間の「新障害者基本計画」において「入所施設の入所者の地域生活への移行の促進」、「入所施設の建設については真に必要なものに限定し建設する」旨の方針を打ち出し、今後、知的障害者の地域での受け皿としてグループホーム等の拡充が検討されているとの内容である。

知的障害者グループホームの制度化(1989年)から13年が経過した。成人期知的障害者の生活の場の一形態として注目され、「地域で普通に暮らす」実践が全国で展開されてはいる。しかし国のグループホームに対する補助単価は低く、その予算は国の生活援助事業全体のわずか1.8%でしかない実態がある。

本来、この「知的障害者 地域へ」を実現しようとするならば、すべての知的障害者に対し、生活を支える地域での支援体制を確立させ、個々のニーズに応じた住居の選択肢を広げるなどの施策面での課題が解消されねばなるまい。そして生活を支える具体的な援助の在り様についても明らかにされる必要があるのではないだろうか。

3. 社会福祉法人さつき福祉会のグループホームのあゆみ

1970年以降、全国に共同作業所づくり運動が広がり、次々と認可作業所が誕生した。労働を中心とした昼間の生活場面が充実してくると、これらの生活をいかに継続させ発展させるのかという次の課題にぶつかるようになった。

さつき福祉会では、作業所の設立当初から働いている人達は、すでに50歳を越え、保護者の高齢化も進んでいた。すでに片方の親と死別し

親子の世帯も多い。両親を亡くし、介護の手がなくては地域では生活できず、作業所を辞め、入所施設へと暮らしの場を移さざるを得なくなる。こうした中で「親亡き後も安心して暮らす場がほしい」という障害当事者と家族の切実な要求がグループホームづくりの検討を始めるきっかけとなった。

1993年に第一号グループホームが開設された。当初に入居したのは、すでに両親を亡くしグループホームを「自分の家」として暮らす比較的自立度の高い人達であった。最初は慣れない集団生活に戸惑いもあり、グループホームの専任職員も当初は毎日宿泊して利用者の生活援助にあたってきた。しかし、利用している人達が次第に生活を営む力をつけ、グループホームから出てアパートで暮らす人も出てきた。

グループホームづくりを始める直接のきっかけとなったのは、親亡き後の生活の場づくりという差し迫った課題であったが、将来のことを考えて、自立を目指した生活の場をつくるというもう一つの重要な課題があった。

障害があるが故に、親離れ・子離れのきっかけをつかめずにいた家庭も多く、家庭から離れた場所での生活体験の必要性が各家庭においても認識され始めていた。

「もう親亡き後の時代ではない。生きている間に我が子の人生の行く末をみきわめたい」。「子の人生は親の人生とは違う子ども自身のもの。のびやかにたくましく豊かな生活を親がいない場所でも送れるようにしておきたい」

こうした保護者の切実な要求から、生活実習などの自主的な取り組みがなされ、グループホームのあり方についても検討が始まり、より障害が重い人達にとってのグループホーム利用の道を開くきっかけとなった。

4. 事例からみるグループホーム利用者個々の自立の過程

グループホーム利用者の生活上の変化を捉え

ていくと、ある程度利用者が段階を踏んで心理的な変化を経て、自立の過程をたどることが、これまでの実践事例から見えてきた。

グループホームは、そこでの生活を希望する利用者と必要な援助を行う専任職員とで集団が形成される。「家庭的」ではあるが、「家庭」とは違う生活形態であり、その生活空間や生活時間の使い方は個人の生活文化のスタイルが大きく反映される。当然、そこで展開される生活援助についても、画一的でない個人のライフサイクルを見据えた援助が必要とされる。

ここでは先に挙げた3つの観点(A)生活援助の具体的内容、(B)自立に向けての課題・自立を阻害している要因(C)援助集団の確立、(D)まとめ、の順で実践事例を整理する。

事例1 自立への抵抗と葛藤の強いNさん

Nさん

男性(93年～95年までグループホーム利用 現在は自宅生活)。

知的障害。左手に軽い麻痺があり、家事や細かい作業は苦手。

家庭環境から母子間の精神的依存関係が強く、母子分離が困難。

経過

Nさんは30歳後半、作業所に来て20数年。養護学校卒業後に作業所来た当初は、環境の違う作業所への通所に不安が強く「絶対仕事しない、作業所やめる」と拒否を続け、欠勤・遅刻の多い毎日。職員から注意されると泣いたり、わめいたり、全身で暴れ、反発を繰り返していた。

そんな彼が、長い時間をかけて親しい職員や仲間集団の励ましをうける中で、少しずつ仕事に取り組めるようになっていく。他者の思いを受け入れ、それを自分の役割と感じて「がんばろう」と思う。それを振りかえることで自分や周りの評価につながっていった。

もとより力のある彼は、ついには労働班の長を努める中心的存在になっていった。計算や文

字も得意で仲間の会(利用者がつくる自治会)などでも活躍していた。

その反面で、自己への自信のなさ、精神的な弱さもみられ、嫌なことや、どうしたらいいかわからないことには、即「逃げ」の姿勢で「死にたい」、「(障害者に生んだ)母ちゃんが悪い」と、なかなか乗り越えていくことが難しい状況にあった。

家庭では母の過保護、過干渉が顕著にあり、身の回りの事は全部母まかせ。自己中心的な振るまいや甘えが目立ち、完全に母子分離につまづいていた。

グループホームができた時、職員の働きかけもあり、母子共に「将来を考えて、離れたくないけれど、必要性は感じる」と多くの迷いの中で利用の決断をした。

グループホームの入居後、身の回りのことは自分でやらないと誰もしてくれない環境の中で「苦手や。めんどくさいわ」といいつつも、洗濯や掃除をするようになり、グループホームの周りの仲間の影響で「本当は就職もしたいし、結婚もしたい」という思いも育ちつつあった。

しかしながら、自宅に一時帰省するたびに「さつきもグループホームもやめる」と母にくっついてかかり、そのたびに職員が説得に行っては戻ってくることを繰り返した。客観的に自分を見詰め直すと、「こんなことしてたらあかん」と判りつつも「どうすることもできない」。そこには彼自身の力だけではどうすることもできない、乗り越えがたい精神的依存があったように思われた。

95年1月の阪神淡路大震災をきっかけとして精神不安症状と不眠に悩まされるようになった(テレビに映る大火に包まれた町並み、あの光景には誰も強いショックを受けたと思う。しかし、普通以上に彼には精神的ショックが大きかった)。

今までなんとか「がんばろう」としていた気持ちの糸が切れ、彼の心は唯一の依存先である

母を求めている。母も我が子の不安定さに「グループホームには行かせられない」と判断し、自宅へと戻る事になった。

(A) 生活援助の具体的内容

Nさんは自分を冷静に見つめる力を持っており、ダメな自分をなんとかしたいと考えていることを援助の取っ掛かりとした。グループホームでの生活を通し自分に自信を持ち、苦手な生活実務についても援助を受けながら少しずつ出来る範囲を広げていけるようにした。

(B) 自立に向けて・自立を阻害している要因
性格的に依存心が強く自立への不安感が顕著にあった。

(C) 援助集団の確立

専任職員だけでなく作業所の担当職員も積極的に彼と母親に関わり、相談を受ける体制を取った。

グループホームでは、共に生活する仲間にも支えられることで、母とのつながりだけでなく人間関係を広げていた。

(D) まとめ

彼にどのような援助が求められたのか。未だにはっきりと答えが出せていない。

数年経った現在、状態も安定し「労働場面」では、以前のように「がんばっている」彼の姿を見ることができるようになった。

今後は、彼自身が持っている精神的な「弱さ」を理解しつつ、家庭という枠組みの中でも「こうありたい」という要求を育て、実現させていくことや、生活場面での自主性・独立性を引き出せるような環境づくりが必要となってくるのではないかと思われる。

事例 2 生活実践を積み上げ変化した I さん I さん

男性（1993年より3年間グループホーム利用現在は自宅生活）。

知的障害。20年数年前に父を亡くしてからずっと母との二人暮らし。

経過

「親亡き後のことを考えて少しでも生活の力がつけば」と母の決断により、月曜日～木曜日までの週4泊でのグループホーム利用をした。

人懐っこい性格で慣れた場所では自己主張できるが、慣れない環境や人の前では萎縮してしまい自分らしさを発揮できない弱さをもっている。

Iさん自身の意識の中では、生活の基盤は家にあり「どうしてグループホームなんかに」という思いで一杯。また家では身の回りのことをすべて母にしてもらう生活で、掃除や衣服の管理など生活習慣の獲得にも力をいれる必要があったが、まずIさんに必要なのは、「グループホームに慣れること」、「グループホームでの余暇を充実させ生活を生き生きと楽しんですごせるようにすること」であると判断された。

そして「自己主張を少しずつできるようにしていこう」という目標をたて援助を開始。ほどなく援助職員との関係も安定し、得意のおしゃべりが増え、大きな画用紙を部屋いっぱい広げ、クレパスで大好きな野球や、花火の絵を何枚も描く姿が見られるようになった。

しかしIさんの中では、まだまだ「家に帰りたい」気持ちも強く、グループホームに行くという月曜日の朝には「グループホームに行く、行かない」でケンカになる状況。生活習慣についても母が週末には「普段がんばっているから家ではゆっくりさせてあげよう」という思いから、なかなか力を発揮できず、せっかくグループホームで身の回りのことを自分でする習慣がつかけても、またもとに戻ってしまうという悪循環。こういうことが続いた何ヶ月か後、母は「せっかくグループホームに入れたのに何も変わっていないのではないか」と訴えた。

「Iさんは確かにグループホームで変わってきている」。Iさんのグループホームでの姿を伝え、家でもIさんが出来るだけ自分のことは自分でできるように協力をお願いした。

援助職員と家族がIさんの生活についての課題を共有する必要性があった。

こうして苦手だった生活面でも、たとえ失敗があっても最後まで自分でやりきるようになり、「できた」ことに達成感を持ち、ついには自主的に声かけなしで洗濯をして「ねえ、できたよ」と得意げなポーズをみせてくれるまでになった。

作業所での親しい友達がグループグループホームの利用を始め、一緒に最寄りの駅まで案内する役割を担った時は、大喜びで得意げに「俺について来いよ」といわんばかりの明るさで作業所に出かけて行った。他の仲間から信頼を集め、評価されることで自然に「グループホームいや」から「グループホーム行くわ。〇〇君もいるしな」と変わってきた。対援助職員だけでなく人間関係が、ここまでの彼の変化を促したのだと言える。

宿泊も週4泊から5泊に増やし、金曜日にはグループグループホームでボーリングやカラオケにでかけたり、土曜日にカレーづくりをしたり、楽しい週末をすごせるよう余暇活動にも工夫をした。Iさんの意識の中でも「グループホームって、ただがんばるだけのところでない、楽しいところなんだ」と少しずつ根付いていった。グループホーム内の集団にも入れ替わりがあり、自分とは違う作業所の仲間とも生活を共にし、多くの体験を重ねた。

(A) 生活援助の具体的内容

グループホームへの拒否感が強いため、まず援助の目標をグループホームに慣れること、グループホームでの余暇を充実させ生活を生き生きと楽しんですごせるようにすることに置いた。

生活の中で専任職員や他の利用者と余暇の時間を共有する中で信頼関係が生まれ、グループ

ホームが家以外にも安心して過ごせる場所として位置づいた。生活経験を広げ自信が生まれることで自己主張の力も育ってきた。

(B) 自立に向けて・自立を阻害している要因

障害の状況から、慣れないことへの不安感が強い。母の過保護による経験不足もあって身辺自立の力が十分でなく、自信のなさから自己主張する力の弱さも指摘されていた。

(C) 援助集団の確立

事例1と同様、専任職員だけでなく作業所の担当職員も積極的に彼と母親に関わり、相談を受ける体制を取った。グループホームでは、共に生活する仲間にも支えられることで、母とのつながりだけでない人間関係を広げていた。特に障害状況の違いで今まではお世話される側の多かった彼が、自分の役割を得て、仲間をお世話する立場に初めて立つことになる。仲間のために働いたという達成感はその大きな自信につながった。

(D) まとめ

3年後、彼は結局自宅に戻ることを決めた。理由としては家庭の経済的な問題が大きかったのだが、「僕グループホームがんばってん。グループホーム卒業やねん」という彼の言葉は印象的であった。「いや」から「がんばった自分」をきちんと評価して区切りをつける。現在はグループホームに気持ちの向いていない彼ではあるが、確実に彼の生活体験の幅を広げたグループホームでの生活期間は、彼の生活の蓄積として評価すべき価値のあることであったと言えるのではないか。

事例3 生活基盤が再構築され安定したKさん

Kさん

59歳。女性。軽度知的障害と精神障害(破瓜型の統合失調症)。投薬と安定した生活により予

後良好)を併せ持つ。両親は他界、家庭の事情から20年を越える長い病院生活を余儀なくされていた。病院から作業所を紹介され、通い始めたのがきっかけとなり、以来20年間さつき障害者作業所に在籍。退院のめどもなく見通しのもてない毎日を送り、苛々してトラブルを起こすことも多かった。

グループホームづくりの準備段階から「安定した生活の場がほしい」、「早く退院して、グループホームで生活したい」という希望を持ち、グループホームの開設直後に、念願かなってのグループホーム入居が実現した。

経過

人生の半分を病院という限られた空間の中ですごしてきた彼女は、グループホームに入居後の大きな生活の変化に、当初かなり緊張していた。半年後、緊張の糸がようやくほぐれかけた頃、彼女なりにグループホームでの生活の矛盾にぶつかり精神的に不安定な時期を迎える。専任職員とゆっくり話していく中で、素直な自分の気持ちを出していくことができる。専任職員との信頼関係を軸にして、彼女はこの危機を乗り越え、次第に安定した気持ちで生活を送れるようになってきた。

もちろん彼女が自分自身で決断した「グループホームで生活したい。病院には戻らない」という意志を貫き通したことが、その後の彼女を大きく変えていくきっかけとなったことは間違いない。

集団生活でも、テレビのチャンネル争いをめぐって大ゲンカを体験。集団生活は互いに譲り合わないやあっていけないこと、共に暮らすものとして互いを理解し、認め合う必要があることなどを共に確認する作業が必要であった。

グループホームという安定した小集団の中で、Kさん自身も他の人をかばったり、相手の話を聞いたり、自分自身が反省したりといった自己見直す機会をより多く体験した。そうして苦手だった人間関係のつまづきを自ら解消していく

手だてを経験の中でつかんできた。

生活実務の面でも大きな変化がみられた。それまでの病院生活では生活経験の乏しさから、金銭管理や身辺整理など、自分で生活を営む力がまったく抜け落ちていた。

グループホームで自分の部屋という空間を持ち、他の仲間の部屋を見たり、専任職員のアドバイスを受けたりしながら、しだいに片づけたほうが「住みやすい、心地よい」という気付きが生まれ、週末には自主的に掃除をするように変化してきた。

また、お給料やおこづかいの管理も、仲間同士連れ立って買物や喫茶店に行くといった余暇の広がりとともに、やみくもに使ってしまうということとはなくなり、見通しをたてて使っていくことができるようになる。

実際生活の中で「できる」ことを少しずつ増やしていくことで自信が生まれ、自分で生活を営む力の広がり「もっとよりよく生活したい」という要求を引き出すきっかけとなった。

要求の幅の広がりとともに、生活範囲が広がり「～したい。でもお金が足りないからがまんする。」という事態もおこり、「生活していく上での経済基盤を安定させる必要性」という課題も生まれてきた。

家族からの仕送りにのみ頼るのでは、安定した生活の維持がままならならず、話し合った結果、生活保護受給の手続きをとることになった。その後正式に受給が認定され、経済基盤を安定させることができるようになった。

生活が安定し飛躍的とも言えるがんばりを私たちに見せてくれたKさん。59歳を迎えた今、人生の中でもっとも充実した時期を迎え、これからもその生活を継続したいと望んでいる。

(A) 生活援助の具体的内容

生活環境が変化することで、彼女に精神的な負担がかかることが予測されていた。まず援助の目標をグループホームに慣れることにおいて、

専任職員との信頼関係を築くことに時間をかけた。

生活面での援助は、その人の気持ちの向かないままやみくもに訓練的に行なっても無理が必ず出る事から、生活の流れにそって、まずその人の気持ちに向けることを大切にした。

足りないところは手助けしながらも、まず「自分でする」ことを基本として「自分でできた」という達成感を大切にした。実際生活の中で「できる」ことを少しずつ増やしていくことで自信が生まれ、自分で生活を営む力の広がりには「もっとよりよく生活したい」という要求を引き出すきっかけとなった。

(B) 自立に向けての課題・自立を阻害している要因

長期の病院での生活により生活経験の乏しく金銭管理や身辺整理など、自分で生活を営む力がまったく抜け落ちていた。また将来の見通しがもちにくい事から、精神的な不安定さや極端な甘えが顕著に見られた。

(C) 援助集団の確立

援助職員とゆっくり話していく中で、素直な自分の気持ちを出していくことができる。援助職員との信頼関係を軸にして、彼女はこの危機を乗り越え、次第に安定した気持ちで生活を送れるようになってきた。作業所の担当職員も積極的に関わり、身近に家族のいないKさんにとってはいつでも気軽に相談ができる体制をとれるようにしてきた。

また集団面では、グループホームでの生活を通し、互いに譲り合わないやあっていけないこと、共に暮らすものとして互いを理解し、認め合う必要があることなどを共に確認してきた。

グループホームという安定した小集団の中で、Kさん自身も他の人をかばったり、相手の話を聞いたり、自分自身が反省したりといった自己見直す機会をより多く体験し、苦手だった人間

関係のつまづきを自ら解消していく手だてを生活経験の中でつかんできた。

生活習慣病の持病を抱えているKさんについては、作業所の看護師や栄養士など専門職が関わり、主治医との連携や、食事づくりでの専任職員の意思統一を行なうなどの工夫をした。より広範な職員や利用者を巻き込んだ援助集団を確立できた。

(D) まとめ

(A) でも述べたが「生活の流れにそって、まずその人の気持ちに向けることを大切に」することで「自分で生活を営む力の広がり」がみられ「もっとよりよく生活したいという要求を引き出すきっかけとなった」とある。ここに主体性の確立と自立との関連性が端的にあらわれている。

このKさんのケースの場合、これまでの生活歴から「社会的自立」を身につけてきており、また身辺自立、住環境自立については、グループホーム入居がきっかけで力をつけ、充実させることができてきている。また経済自立についても、生活保護という公的手段を活用することで「自立」している。

今後課題とされるところは「精神的自立」、他人に依拠しながらも、自分を見失わず自己コントロールできる力をつけていくことにある。今後、彼女に訪れるであろう環境の変化（周囲の状況や加齢による身体状況の変化等など）をしっかりと乗り越えていける援助が求められている。

5. グループホームとして必要な要素とは

利用者への生活援助について視点を当てると、その到達目標が一口に「生活における主体性の確立」であると言っても、個々人の持つ基礎的な生活を営む力と、障害の状況によりその援助の質は違ったものになる。

いわゆる障害者手帳により区分された障害の程度(軽度～重度)は単なる制度上の目安にすぎ

ない。生活援助は個人によって様々であるが、グループホームとして必要な要素は下記に挙げることができる。

(1) 生活の場という観点から

利用者一人一人が一日の疲れをとり、明日への活力を作り出す場としてのんびり、ゆっくりマイペースに過ごすことのできる場

①生活体験を広げる

グループホームには、とくに定まった日課もなく、また日課のないことが「自由な人間らしい生活の場」の特徴だとも言えるが、生活リズムを自分で作り出せない利用者については、見通しが持てず退屈な時間を過ごすことになるため、工夫が必要となる。基本的な生活習慣の獲得や生活経験の幅を広げていくことも、本人の自信につながり力をつけていくために欠くことのできない援助である。「嫌嫌」やるのではなく、「楽しく」生活経験を積み重ねることと、先の見通しを持ちやすくするための工夫が必要である。また個人の余暇の充実や、共同生活ならではの余暇の取り組みも積極的に取り入れることが生活をより豊かなものにしていく。

(2) 「共同生活」という観点から

小集団の中で適度な刺激を受け、他者を意識し、お互いを認め合い生活する場

①グループホームにおける利用者集団の質

利用者の支えとなるのは援助職員だけでなく、むしろ意外に身近な利用者どうしであることが多い。「○○くんが居るからがんばる」といった関係である。たのもし仲間、大好きな仲間との生活は、より安定しやすく居心地のよい場所となっていく。安定した集団の中では、仲間意識が育ち、ほほえましい独特の交流がよくみられる。心地よい集団の質の維持には、援助者側も十分に気を配る必要がある。要求や思いを伝えにくい仲間にとっては、言葉にならないところでのストレスとなっている場合も見られ注

意が必要である。

②グループホームにおける利用者集団の構成

生活の流れからすれば、昼がんばって働いているから、朝・夜はマイペースであって当然。昼（労働場面）が主に「集団」を中心とするのに対し、朝・夜は、主に「個人」が中心となるのが生活の特徴である。

しかしながらグループホームは共同生活の場であり、互いに相手を認め合って生活することが求められる。集団の中で他人を意識して生活することは、メリハリのある生活のために効果的である場合もある。集団の中では利用者どうしで話し合い、当番などグループホーム内での仕事を分担しているが、「当番を決めたのに守らない」「私ばかりが掃除している」など不満も出てくる。ここでは援助職員も入りながら、きちんとした解決の場をもつことが必要となってくる。こうして集団を意識することで「当番は面倒でも守ってやりきる」といった責任感や思いやり等々が培われていく。自分たちの生活の問題は、自分たち自身の問題と認識できるかが課題である。

グループホームでは4～5名と集団が小さいことでの安定しやすさもあるが、常に人の入れ替わりのない小集団であることの難しさや行き詰まりもあり、共同生活を維持することそのものが難しくなる場合も出てくる。生活集団は決して固定されるものでなく、個人の状況に応じて柔軟に形成されることが本来は望ましいのだと言える。なかなか現段階では集団の柔軟な形成にまでは至っていないのが現状である。

(3) 「自立」を援助するという観点から

個々の人生と時期にふさわしい自立を目指し、必要な援助をしていく場

ここでは利用者の援助における層として、便宜的に「自立援助型」と「生活援助型」の2つの言葉を用いて説明する。

①自立援助型グループホームの実践＜自立に向

けた取り組みとサポート>

自立援助型グループホームにおける「自立」の捉え方は、「自ら生活を見通し、よりよく組み立てていくこと」に始まり、「生活経験を積み重ね、責任をもてる範囲を広げていく。利用者自らが主体的に生活を営む力をつけていくことを目指し、そのために必要な援助を行なっていく」こととしている。

重ねて述べるが、個々人の状況に応じ、自立目標（あるいは課題）は何かを見極め必要な援助をおこなっていくことがグループホームの役割であると言える。「自立にはいわゆる「自己決定」が重要視されるか、いわゆる「自律」＝「自己決定をよりよく行使する力」を育てていくこともまた大切であると言える。将来の見通しも含め、よりよく人生を選択することを、共に考えていくという援助の視点が必要である。

これら課題の中には、比較的短期的な課題として「獲得目標的位置づけ」をしていく内容もある。

しかしそれ以上に重要なことは、その人のライフサイクルから見た「生活」をどのようにしていくのか、グループホームでの生活（それ以前の生活も含めて）その人がどのように変わってきているのか、何を願いとし、その願いや要求はどう実現されてきたのか（実現されていくのか）といった「生活の質」そのものをどう向上させるかといった長期的課題にある。

②生活援助型グループホームの実践<障害の重い人達にとってグループホームの持つ意味>

この「生活援助型グループホーム」の位置づけとは、まだまだ生活の中心は家庭にありながらも、グループホームでの生活を体験し、家以外にも安定して自分を出せる生活空間をもてるようにするというのが利用目的の一つの到達点となっている。主に利用している人達は、身辺自立が一応はできているものの自分の気持ちをうまく表現するのが苦手な人、家庭での生活の影響を大きくうけグループホームでの生活に見

通しの持てない人、誰かの指示がないと動けない人など、「生活」を自分たちだけではつくることがむずかしい人達である。

ここでの「自立」は、援助職員と利用者の依存的関係を前提としながらの「自立」。自分で決める、主張する、必要な時に必要な援助を求める。そして自分らしい生活を切り開く力をつけていくことを目標としている。これを「依存的自立」として、加藤 直樹氏は下記のように説明している。

「自立のために必要なことは、援助し援助される人との関係を結ぶ力であり、ある場合には「必要なときに周囲に援助を求める力」が必要不可欠であることになる」^{注5)}。

生活上長期的な見通しをもつことが困難な利用者にとっては、まず家以外での生活に多少なりとも不安をもちながらグループホームにやってくる。もちろん送り出す家庭の側の不安もある。グループホームに行く子ども、送り出す親。それぞれ相当なエネルギーを必要としている。できるかぎり早期に「子どもの自立」＝「親の自立」（「離れて暮らす」というような物理的なものでなく、互いに別の人生を歩んでいるのだという精神的な自立）に向けての取り組みが重要視されてきている。

生活実践は、まず障害者のあるがままの姿から出発し、共感し、受けとめることから始まる。障害があるが故に、介護者の一律的な意図に添うことで生活における主体性の持ちにくさが生じることが指摘されている。

それまでの生活の中で「自分でやりとげた（達成感）」であったり「自分がいなければ（役割意識）」など、自分への自信につながるような経験が少なければ、なかなか新しいものに向かう力が育ちにくいとされる。新しいことに失敗しても向かっていく力、不安だけががんばろうかなと気持ちを向けていく力。これが「自立」に向けての内的な要求の育ちにつながっていく。この内的な要求を引き出していくのが生活基盤

である家庭、労働場面を担う作業所、生活場
面を担うグループホームの3者の役割である。

6. 生活における援助とは

生活における援助とは、基礎となる生活援助
(衣食住を支える生理的援助や精神的(支え)
援助)の他に教育的援助や経済的援助、社会的
援助などが含まれる。障害者の自立を支えてい
くには、これらを生活援助活動としてトータル
に実践していくネットワークが必要である。こ
れは施設においても在宅においても共通する理
念である。特にグループホームのような小集団
の生活援助における特殊性とその注意点につ
いて下記のようにまとめた。

(1) 小集団の生活援助における特殊性とその
注意点

- ① 基礎となる生活集団の大きい入所生活施設
にはみられない利用者に関わる距離や密度。
同居型 はもちろん、通勤型においても援助
者個人が「生活面での援助の柱」となっている。
- ② 「生活」は個人的な価値観がしやすい場面
であり、一方的価値観の押し付けは摩擦につ
ながる、もしくは利用者の主体性をゆがめて
しまうことになりかねない。利用者の主体に
寄り添いつつ、援助者が「利用者の人間像を
どう結ぶか」が援助者に求められる課題であ
る。
- ③ ①②と関連して 直接援助の際に1対1と
なることが多い。いわゆる「風通しの悪い」
状況が生まれやすく、密室化・独断・孤立が
懸念される。摩擦が発生した際の利用者と援
助者に対し適切な介入がなされることが必要
であるが、援助そのものとグループホーム全
体の責任が援助者のみに集中する場合、その
介入は実態が見えにくいのがゆえに困難である。
援助における客観的視点をいかに確立し、集
団化を図るかが大きな課題となっている。
- ④ 援助において利用者の生活課題に直接接し
ていくこととなり、利用者の人生の質に関わっ

ていくという点で、「自立」の視点は欠かせ
ないものである。

また実践の中から積み上げられてきた生活援
助の専任職員の役割は下記のようなものである。

(2) 生活援助の専任職員の役割として普遍的
な3つの点

- ① 「生活」によりそい、利用者が生活を主体
的に営むために必要な課題は何かを見出し、
そこを援助すること。
- ② じっくりと待つこと。また変化をしっかりと
とらえること。
- ③ ①、②を共通の課題とし、共有・共感でき
る援助集団を作り上げること。

実際、利用者の生活の質にかかわるともいえ
る職種でありながら「専門職的位置づけが低い」、
又「(グループホームでは)一人職場である」
ことの問題点が以前より指摘されてきた。利用
者の生活を援助するという事は、調理や掃除
といった具体的な生活援助から精神的支えまで
幅広い範囲での仕事があり、それなりの責任を
伴うものである。職種としての専門性を高めて
いくために実践の検証と共有化は欠かせないも
のであり、そのためにも専任職員の集団化(生
活の援助集団)とバックアップ施設としてのフ
ォロー(総合的な援助集団)の必要性が求めら
れている。

7. 終わりに

実践事例の整理から判った事は「グループホ
ームという枠組みができたから、障害者が自立に
向かうわけではない」ということである。自立
のための基礎となる主体性の確立という土台が
出来ていなければ、特に障害者の場合はいとも
簡単につまづいてしまう。

個々人の自立においては、内面の充実が欠か
せないことは言うまでもなく、また自立の機会
を生活場面の中で作り出すことが、内面の充実

を促していく。大泉溥氏が「生活の主人公になる」という言葉で、障害者の生活と自立について下記のように説明している。

「障害者が生活の主人公になるためには、その生活を客観的にとらえて指導・援助していただくだけではどうにも達成しきれないものであるし、そうかといって、障害者本人の意識していることにまかせておくだけでもどこか無理があるわけです。私は障害者福祉の実践とはその本人が気づいていなくとも、必要な自己実現の可能性を実現していく道ゆきの中で、それを障害者自身が主体的に獲得していくような指導・援助する営みだと考えています。そこで大切なポイントは、手応えのある生活をどう準備し、いかにして生活を充実させ、生活の主体者として高めていくかという点でしょう」注(6)。

長い引用になったが、この大泉氏が説明したとおり「生活の主人公になる」ための生活実践がグループホームにおいても求められていると感ずる。

障害者にとっては「自立」という言葉が「～できないから自立は困難」というマイナスの要素として捉えられがちである。

これは社会制度上の問題が大きいですが、健常者とは異なり、障害者は「自立」を強要されることはない。80歳を過ぎた親が、50歳を過ぎた子どもを自宅で介護しているのが当たり前として通る。この現実から出発し、「自立」という当然の権利を、地域生活支援制度の拡充という形にし実現させていくための当事者の社会運動は、世界各国同様の流れを持ち、現在もなお止むことなく続けられている。

「あたりまえの暮らし」を得ていく困難さ、それが障害をおっているが故の不幸であるならば、それは社会が変わらねばならないであろう。

脚注

注(1) 河野勝行 『障害者児のいのち・発達・自立』

1990年 文理閣 P113

注(2) 同上 P116

注(3)

多くのグループホームにおいては、専任職員の複数配置は困難であり、非常勤・パート化や場面・時間帯業務も多くみられる。直接援助の際に1対1となることか多く、援助にあたる職員同士の場面の共有が困難である。このことは生活援助実践を展開する上で大きなハートルとなっていた。

注(4) 生活寮制度(東京都)、ミニ通勤寮制度(神奈川県)

注(5) 加藤直樹 『障害者の自立と発達保障』1997年
全障研出版部 P33

注(6) 人間発達研究所編 『生活と人格発達』1987年
大泉博『生活の主人公になる』全障研出版部 P39

謝辞

本章4.「事例からみるグループホーム利用者個々の自立の過程」の事例については、社会福祉法人さつき福祉会 第9回 福祉研究交流会報告集 1998年 P18～P27(筆者著)を引用し、加筆した。

本稿作成において、ご協力いただいたさつき福祉会関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

(おた ふみ 本学助手)